

かなめ流通グループ

ホットライン

vol. 26

働きやすい雇用環境と助成金について

最近、クリーニング店様より日本年金機構から連絡が来るとお伺いしてから社会保険の事を調べたり社会保険労務士さんからお話を伺う事が多くなって来ました。

調べていく中で日本国としての姿勢としては、働く人が働き易く、社会保障も考え、また会社としても働きやすい環境を整える為に改善の方法やルール作りをサポートし、達成できたら助成金という支援まで用意してくれていることが分かりました。

クリーニング業界内を振り返ってみれば、社会保険制度に加入している事業所は思っていたより随分少なく、働く人の事を考える前に、社会保険料などデメリッな事にしか目が行っていない方が多いように感じます。

クリーニング業に就労を希望する人が少なく、また指導して技術知識が身についても定着してくれない。

いつまでたっても新規就労者募集を続けていて、その経費などにも苦悩している経営者様の声を多く聞きます。

ご自身が就労する側に立って考えてみて、保険制度や年金制度に対して厚くサポートしてくれる会社とそうでない会社、働く人の事をよく考えてくれる会社とそうでない会社、どちらに勤めたいと思いますか？

また行政的に見れば法人格は義務化されている社会保険制度、加入していない会社は就労者からみてどう見えますか？

今回は、クリーニング店様へ社会保険制度加入に伴う社内規則を整備したり助成金についてお話した例を申し上げます。

助成金がもらえる要件

クリーニング店A様

社会保険制度には入っていなかったが会社を一般社会から見ても正しい、働き易い会社にしたいとお話を伺いました。社内規則や雇用契約書を整え、社会保険制度に加入して助成金を申請する過程で日報や人事評価制度など社内インフラが整って行くのを実感しました。助成金が下りても下りなくても続けますが、下りたら会社に使うのではなく人材育成に投資して行きたいです。

クリーニング店B様

社会保険制度には入っていて、雇用に関する制度は整えたつもりではいましたが社員化やキャリアアップで助成金が得られるとは思っていませんでした。当たり前のように先輩が後輩に指導する現場でしたが、今一度見直しカリキュラムや日報制度も整え社内の体制を強化して行きたい。人材を教育する事で助成金が頂けるのであれば、その分を新卒採用に向けて舵を切れるかもしれない。

クリーニング店C様

つい先日、社会保険労務士さんをお願いをして社会保険制度に加入しましたが、助成金の事など一切教えてもらえませんでした。もっと早くお話を伺いたかったですが、これから取り組んで行きたいと思います。

そもそも社会保険とは

社会保険とは日本国が国民の生活を保障するために設けた公的な保険制度です。民間企業が運営する生命保険や損害保険などの個人保険とは違い、一定の条件を満たす国民は社会保険に加入して保険料を負担する義務があります。

社会生活上のリスクを保証する社会保険として〈医療保険、年金保険、介護保険〉。労働上のリスクを保証する社会保険（労働保険）として〈雇用保険、労災保険〉などがあります。

【下記のクリーニング事業所で常時使用される方は社会保険に加入することになります】

①法人事業所（株式会社、有限会社など）
➡従業員数に関わらず全ての事業所が社会保険加入義務に該当します。

②個人事業所
➡一般的には常時従業員が5人以上の場合の事業所が該当します。
➡ただしクリーニング業の場合は5人以上でも加入義務は該当しません。

【雇用の促進、長期雇用や正社員化など安定した雇用などの助成金】主だった助成金

キャリアアップ助成金

①有期契約労働者等の正規雇用労働者・多様な正社員等への転

換等を助成する「正社員化コース」

雇用形態には有期雇用、無期雇用、正規雇用の3つがあり正規雇用に向けて進める事でもらえる助成金

- ・有期雇用→正規雇用：57万円／名（生産性要件を満たす場合72万円）
- ・有期雇用→無期雇用：28.5万円／名（生産性要件を満たす場合36万円）
- ・無期雇用→正規雇用：28.5万円／名（生産性要件を満たす場合36万円）

②有期契約労働者等に対する職業訓練を助成する「人材育成コース」

Off-JT分の支給額

- ・賃金助成760円＜960円＞／1人1時間（上限1200時間）
〈 〉内は生産性の向上が認められる場合の額
- ・経費助成1人あたり100時間未満10万円、100～200時間未満20万円、200時間以上30万円

※外部研修や通常の生産活動外の研修（技術講習や仕事に関わる知識習得の為の時間）

On-JT分の支給額

- ・賃金助成760円＜960円＞／1人1時間（上限680時間）〈 〉内は生産性の向上が認められる場合の額

※適格な指導者の下、通常の仕事内における実務を通じた実践的な技能および知識習得に関わる職業訓練（受付、検品、洗い、染み抜き、仕上げ、包装、清掃などあらゆる仕事に関わる訓練時間）

職場定着支援助成金

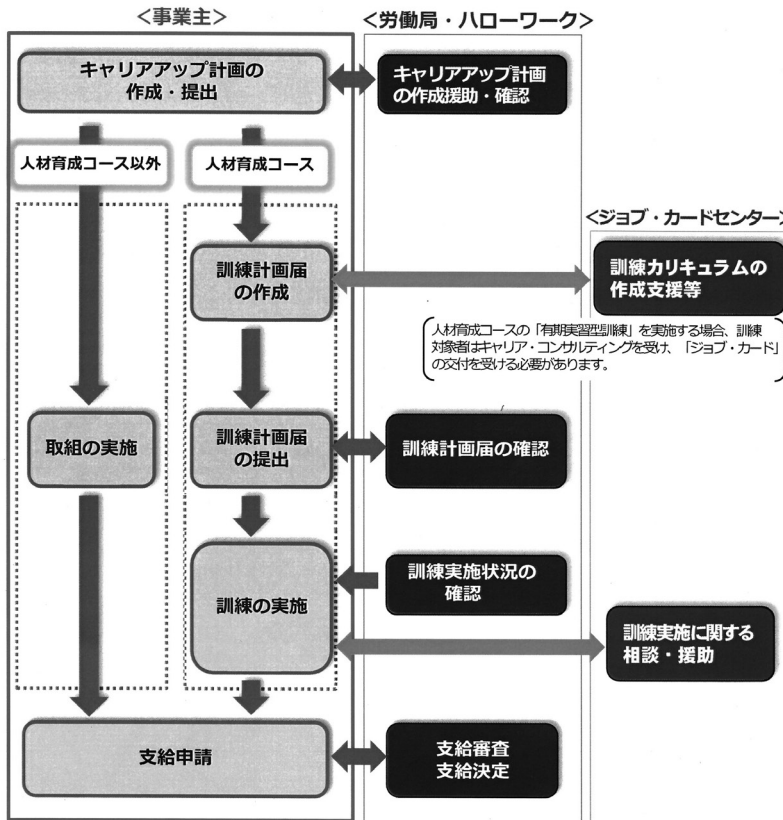
③雇用管理制度助成コース

事業主が、新たに雇用管理制度（評価・処遇制度、研修制度、健康づくり制度、メンター制度、短時間正社員制度（保育事業主のみ））の導入・実施を行った場合に制度導入助成（1制度につき10万円）を、雇用管理制度の適切な運用を経て従業員の離職率の低下が図られた場合に目標達成助成（57万円（生産性要件を満たした場合は72万円））を支給します。

この内容は日本年金機構、厚生労働省、社会保険労務士事務所から伺った内容をまとめました。社会保険制度の内容、助成金については随時変更される事もあります。メリット・デメリットも御座いますので、ご了承ください。詳細はお近くの機材商または社会保険労務士までお問い合わせください。

受給までの流れ

助成金の活用にあたっては、事前に「キャリアアップ計画」（労働組合等の意見を聴いて作成）等を作成し、提出することが必要です。



◆ 詳細なパンフレットは、厚生労働省ホームページに掲載しておりますのでご確認ください。

キャリアアップ助成金

検索

◆ その他の支給要件等もありますので、まずは最寄りの都道府県労働局、ハローワークにお問い合わせください（支給要件を満たさない場合は助成金を受給することができません）。